

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 徳島国民年金 事案460

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年3月まで

時期は憶えていないが、姉が私の国民年金の加入手続をA市区町村B出張所で行った。加入手続後は、私と両親、姉の4人分の国民年金保険料を、姉が、毎月、C金融機関又はD金融機関の外交員を通じて納付した。

申立期間については、家族で私一人が未納とされており納得できない。調査の上、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の姉及び両親は、申立期間を含む国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿等において、i)申立人の申立期間直前の昭和63年1月から同年3月までの期間の保険料が平成2年4月、昭和63年4月から同年6月までの期間の保険料が平成2年7月に、それぞれ過年度納付されていること、ii)申立期間直後の平成元年4月以降の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることなどから、申立人の申立期間の国民年金保険料がすべて未納となっているのは不自然である。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録及びC金融機関が保管する「要払性預金元帳」において、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの期間の保険料(2万3,100円)については、納付期限を過ぎた3年

5月に納付されたため、3年12月13日に申立人名義の口座に還付されていることが確認でき、これら記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島厚生年金 事案296（事案40の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月27日から31年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を31年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月27日から33年3月まで

私は、申立期間について、A社B営業所にトラック運転手として勤務していた。

当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、その後、私が申立期間についても申立事業所に勤務していたことを証言してくれる人が見つかったので、再調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名等は登載されているものの、「資格喪失年月日」欄に昭和27年9月27日と記載されており、その後、申立人が継続して申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる関連資料等は確認できないこと、ii) 給与明細書等申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人から、新たな証言者2名が見つかったとして調査依頼があり、当該2名から事情を聴取したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和27年9月27日以降も申立事業所に勤務していたことをうかがわせる供述が得られた。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されている被保険者のうち連絡先を把握することが確認できた14名にアンケート調査等を実施したところ、複数の同僚の供述から、申立人が少なくとも昭和31年3月末まで申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、前記の同僚は、いずれも申立期間について、申立人の雇用形態や業務内容に変化は無かったと供述している上、申立人と同様、申立期間当時トラック運転手として勤務していた同僚3名には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後においても、継続して申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月27日から31年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年8月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主に確認することもできず不明であるが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和27年9月27日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から31年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年3月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年から35年11月まで  
② 昭和36年3月から同年8月1日まで  
③ 昭和37年7月31日から39年3月31日まで

申立期間①については、B社に勤務し、木材の運搬作業などを行っていた。

申立期間②及び③については、A社（昭和48年の吸収合併を経て現在はC社となっている。）において船から原材料を運び出す作業に従事した。入社と同時期に会社の社宅に入居し、仕事をした。

勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間②について、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は昭和36年3月31日から37年8月7日まで同社の所在地と同じ住所に住民登録していたことが確認できること、申立人の妻が「A社の社宅に入居し夫が勤務を開始したあと、住民登録の手続をした。」と供述していること、当時の複数の同僚の供述により申立人は同社に係る厚生年金保険資格取得日（昭和36年8月1日）前から正社員が居住する社宅に入居し勤務していたことが推認できることなどから、申立人は、同社の所在地に異動した36年3月31日から継続して同社の正社員として勤務していたことが推認できる。

また、当時、申立人と同じ社宅に入居していたと推認される同僚3名が「従業員はみな入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料が控除さ

れていた。」と供述しているところ、当該同僚のうち自身の入社時期に係る記憶が明確である2名の供述する入社時期と厚生年金保険加入時期は一致している。

さらに、当時の複数の同僚が、「季節労働者も含め従業員はみな入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていた。」と供述しているところ、「当時、季節労働者として3か月間勤務した。」と供述している同僚についても、3か月間、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できることなどから、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和36年3月から同年7月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 A社に係る申立期間③について、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格喪失した昭和37年7月31日から39年6月1日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年7月31日）直後の37年8月7日付けでD都道府県に異動していることが確認できる上、申立人の妻が、「夫は、一緒に勤務していた私の叔父より先に会社を辞め、私達夫婦は同人より先にD都道府県に戻った。」と供述しているところ、叔父（故人）の厚生年金保険被保険者記録によれば、38年9月29日に同社に係る被保険者資格を喪失し、D都道府県内において任意継続していることが確認でき、同氏に係る戸籍の附票によれば、38年10月16日付けでD都道府県に異動していることが確認できることなど、申立人が、申立期間③において、同社で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 B社に係る申立期間①について、当時の同僚への照会結果等から、申立人は、同申立期間中に同社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、同社において被保険者であった連絡可能な13名への照会結果によれば、自身が入社したと認識する時期よりも厚生年金保険の加入時期が遅れている状況（最長8年3か月）が確認できることから、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和33年8月1日から36年6月1日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、B社の関連会社の取締役は、「現在、B社は休眠している上、当時の人事記録や賃金台帳等は保管されていない。」と供述している上、当時の被保険者からも申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を48年9月は4万5,000円、48年10月から49年5月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年11月3日まで  
② 昭和48年9月21日から49年6月1日まで

私は昭和44年4月からA社で勤務していたが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、45年11月3日となっている（申立期間①）。

その後、同社の現像部門が分離独立し、B社となり、私は同社に配置替えとなったが、その直後に、厚生年金保険の未加入期間がある（申立期間②）。

しかし、申立期間①及び②当時も継続して勤務し、A社で厚生年金保険に加入していたはずであり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の雇用保険記録等から、申立人が、昭和48年9月に申立事業所から関連会社のB社へ配置替えとなったが、申立期間当時も継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人は、配置替えと同時期の昭和48年9月21日付けで申立事業所での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、勤務していたB社が厚生年金保険の適用事業所となった49年6月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者となっているが、申立人と同時期に配置替えとなり、申立期間当時、B社で勤務していた同僚は、継続して申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚は、「配置替えとなった後も、A社から給与を持ってきていたと思う。B社は小さな会社だったので、経理事務担当はいなかった。給与等事務はA社の役員がしていた。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、継続して申立事業所において厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和48年9月は4万5,000円、48年10月から49年5月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は死亡や健康上の理由から確認することはできないが、申立人の申立事業所における資格喪失日である昭和48年9月21日は、申立人の申立事業所での雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、離職日は一致することから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、同日は社会保険事務所では知りえない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、当時の同僚等の供述などから、申立人が申立事業所において厚生年金保険の資格を取得する昭和45年11月3日以前に申立事業所において勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に閉鎖しており、当時の関係資料を確認することができない上、当時の役員も死亡や健康上の理由により事情聴取することができず、当時の同僚からも、申立人が申立事業所において、給与から同申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる供述等は得られない。

また、申立事業所については、商業登記簿で確認できる設立日は昭和44年11月20日であり、厚生年金保険の新規適用日は45年5月1日であることから、同申立期間のうち45年5月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった45年5月1日から申立人が資格を取得した同年11月3日までの期間の資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の資格取得日は、厚生

年金保険の資格取得日と一致しており、申立人は、申立期間①当時、雇用保険の被保険者では無かったことが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案461

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から56年12月まで  
昭和53年ごろ、農業者年金に加入するため、国民年金に加入した。  
その際、過去10年分の国民年金保険料を納付できることを聞き、自宅に来てくれたA市区町村（現在は、B市区町村）の職員に申立期間の保険料を現金で納付した。  
申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年ごろ、農業者年金に加入するために国民年金に加入した。」と主張しているところ、i) 社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿及びB市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は昭和59年2月と推認されること、ii) 独立行政法人農業者年金基金に確認したところ、申立人の農業者年金被保険者資格取得届が同年2月4日付けで受理されていることから、当該時点では特例納付期間ではないため、制度上、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年2月まで

昭和61年5月下旬、県庁の国民年金課から連絡があり、納め過ぎた国民年金保険料1万3,950円を還付するとのことであった。その数日後、私宛に現金1万3,950円が入った封筒が送られてきた。

私が納めた国民年金保険料に余りがあったのなら、当時、なぜ還付などせず未納期間に充当してくれなかったのか納得がいかない。

今からでも当該金額を返納してもかまわないので、申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録によると、国民年金加入期間のうち昭和44年8月から63年11月までが保険料納付済期間であることが確認でき、申立人は、当該期間に係るすべての領収書を所持しているが、これらの領収書において、すべて定額保険料額で保険料を納付していることが確認でき、還付金が発生したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻に係る社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及びA市区町村（現在は、B市区町村）の被保険者名簿にそれぞれ、昭和61年6月に1万3,950円還付された旨の記載が確認できることから、申立人が受け取ったと主張する還付金1万3,950円は、申立人の妻のものであると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案299（事案5の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年3月まで

私は、申立期間のうち数か月（12か月未満）について、A市区町村内のB駅周辺の紡績工場に勤務していた。

当初の申立ては、勤務した事業所の名称を思い出せなかったため、申立事業所を特定することができない等として認められなかったが、その後、申立事業所の名称（C社）及び当時の同僚の氏名が判明したため、再調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立事業所の名称を記憶していない上、申立人が記憶していたA市区町村内のB駅周辺の紡績工場の調査を行ったものの、申立事業所を特定することができず、事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実及び正しい届出が行われていた事実を確認することができなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年1月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、申立事業所の名称及び当時の同僚の氏名が判明したとして調査依頼があったが、申立人は、申立事業所における具体的な勤務期間について記憶していない上、複数の同僚に照会しても、申立人が申立事業所に勤務していたとする供述は得られたものの、申立人の勤務期間に係る供述は得られないことから、勤務期間の始期及び終期を特定することができない。

また、申立人から情報提供された複数の同僚等から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことをうかがわせる供述は得られない上、複数の同僚の供述及びこれら同僚の年金記録から、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、昭和25年4月1日から26年4月1日までに資格取得された健康保険番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年4月1日まで

A社に入社する際の採用条件は、給与が月額30万円で、社会保険料、雇用保険料、税等を合わせて2万円控除させてくれたら、その他の支払いはすべて会社側が行うとのことであった。

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が14万2,000円とされており、納得がいかないのに記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しているが、申立事業所が発行したものであるか確認ができない上、当該給与明細書には、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことをうかがわせる記載が無い。

また、B労働局から提出された申立人の申立事業所に係る雇用保険受給資格者証により、退職前6か月間の平均賃金月額が約14万円であったことが確認できるところ、当該金額は、記録上の申立人の申立期間に係る標準報酬月額14万2,000円とほぼ一致する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は見当たらない上、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険被保険者であった全6名のうち、申立人及び故人である役員2名を除く3名への照会結果においても申立人の主張を裏付ける事実は確認できない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録において、さかのぼって訂正された形跡はない。

このほか、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月5日から50年3月14日まで  
当時、A社で船の機関士として乗船勤務し、申立期間については、「B号」に乗船していた。  
申立期間について記録がないのは納得できないので、調査の上、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社（旧A社）が保管する申立人の船員保険被保険者台帳等により、申立人が申立期間において、申立てどおり、D国船籍のB号に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、船員保険法等では、船員保険の被保険者については、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り込む船長及び海員並びに予備船員とする旨規定されており、B号は外国船籍の船舶である上、日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶にも該当しない。

また、C社に照会したところ、「申立期間当時、船員が外国籍船に乗る場合、船員保険が喪失するので国民年金へ加入するよう本人へ周知し、その間の国民年金保険料は会社が本人へ支給していたため、申立人の申立期間に係る船員保険の資格取得届出や保険料の控除等は行っていない。」と回答している。

さらに、申立人と共にB号に乗船していた同僚は、「B号は外国船籍であるため、乗船期間については船員保険に加入していなかった。」としており、申立人と同様、B号における船員保険の記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が船員保険の資格を喪失した昭和49年2月21日から、再度

資格取得した50年3月14日までの資格取得者の中に、申立人の氏名は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月28日から62年3月22日まで  
② 昭和63年3月2日から平成元年3月11日まで  
申立期間①については、「A丸」に船長として乗船、申立期間②については、B社所有の「C号」に船長として乗船勤務していた。船員手帳の記録からも乗船していたことは間違いないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間において、D社所有の「A丸」に乗船していたことは確認できるが、当該船舶所有者が船員保険の適用事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない。  
また、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の社員名簿、賃金台帳及び所有船舶に関する資料等は保管しておらず詳細は不明である」と回答していることなど、申立期間に当該事業所が、申立人の申立てどおりの船員保険加入の届出及び船員保険料の控除を行ったか否かは確認できない。
- 2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間において、B社所有の「C号」に乗船していたことは確認できるが、当該船舶所有者が船員保険の適用事業所となっていた記録は無く、船員保険の加入記録は確認できない。  
また、当該事業所に照会したところ、「当社の所有船舶はすべて外国籍であり、C号はE国船籍であることから、船員保険の適用は無かった」と回答しており、申立期間に当該事業所が、申立人の申立てどおりの船員保険加入の届出及び船員保険料の控除を行ったことをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

3 また、申立人は昭和61年2月、55歳の定年によりF社を退職したが、引き続き3年間F社に勤務し、申立期間について船員保険に加入していたと主張しているが、全日本海員組合に申立人の組合員経歴(組合費納入記録)を照会したところ、昭和61年3月から63年5月までの期間については「失業免除」、63年6月から平成元年11月までの期間については「個人加入/外航」と記録されているとの回答があり、申立人の主張とは異なっている。

さらに、申立人は、昭和61年3月から老齢年金を受給しているが、受給開始後において、在職による支給停止が行われた記録は無く、申立期間についても全額支給されていることから、船員保険の被保険者であったという申立人の主張は不自然である。

加えて、定年退職後の昭和61年4月1日付けでG市区町村において国民健康保険に加入し、平成20年4月2日まで継続して加入していたことが確認できる。

4 このほか、申立人が、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。